

令和8年度高島市鳥獣被害対策実施隊員従事内容確認書

申込者 住 所 高島市
氏 名 _____
印 _____

令和8年度において高島市鳥獣被害対策実施隊員として任命された場合、次のとおり従事することができます。

1 活動が可能な曜日(該当するところに○印をご記入ください)

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | |

2 対応が可能な地域(該当するところに○印をご記入ください)

| マキノ | 今津 | 新旭 | 朽木 | 安曇川 | 高島 |
|-----|----|----|----|-----|----|
| | | | | | |

3 対応が可能な従事内容(該当するところに○印をご記入ください)

| 捕 獲 | | 追払い | | 放 獣 (クマ以外) | |
|------------------|--|-----|--|---------------|--|
| 自動捕獲わな(地先)の巡視 | | | | | |
| 自動捕獲わなの設置・修繕 | | | | | |
| 集落への対策指導 | | | | | |
| クマ目撃時等の巡視 | | | | | |
| クマ錯誤捕獲時の放獣 ※裏面参照 | | | | | |

4 捕獲が可能な有害鳥獣 (3で捕獲に○をつけた方は該当するところに○印をご記入ください)

| シ カ | イノシシ | サ ル | アライグマ | ハクビシン | ヌートリア | カラス |
|-----|------|-----|-------|-------|-------|-----|
| | | | | | | |

● クマ錯誤捕獲時の放獣について

クマが錯誤捕獲された際に、山奥の放獣場所に放獣していただく業務です。

放獣にあたっては、県職員および専門業者とともに活動していただきます。

実施隊からの出役は、1名または2名となります。

【業務の流れ】

- ① 錯誤捕獲の連絡があれば、市から出役の依頼を行います。(集合時間と場所をお伝えします)
- ② 集合場所に向かう前に、市役所にあるクマ檻を積みます。
- ③ 集合場所に到着後、県からの指示で放獣作業に従事します。

(作業内容)

- (1) 業者がクマに麻酔をかけ、クマを計測後、ICチップ等を装着
 - (2) 市のクマ檻にクマを収納
 - (3) 実施隊の車に檻を積み、放獣場所へ向かう（放獣場所は市から指示します）
 - (4) 放獣場所に到着したら、檻を降ろし、クマが目覚めるまで待機
※ 実施隊と県は待機の間、一般の人が近づかないよう監視
 - (5) クマが歩いて檻から出たら、撤収作業
- ④ 檻を市の保管場所に戻し、解散

- 上記②から④までの実所要時間に、単価(3,200円)を乗じて報酬をお支払いします。

※ 作業にかかる所要時間は約5時間です。ただし、クマの目覚めが遅い場合など、作業が長時間におよぶこともあります。

- クマ檻【長さ(185cm) × 幅(70cm) × 高さ(75~130cm)】を運搬する必要がありますので、檻が積める
車両を保有していることが、この業務の引き受け条件となります。